

令和 2 年 1 2 月 2 日

こども未来部保育計画課

**江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 特定地域型保育事業所を卒園した幼児の受け皿に係る連携施設を確保しないことができる条件に、保育園の利用調整等により、優先的に転園措置が図られるなど引き続き必要な教育又は保育が提供される措置を講じている場合を追加する。
- (2) その他所要の規定整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

2 ページ以降を参照

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第3項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p> <p>第3条～第41条 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 区長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(加える)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p> <p>第3条～第41条 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 区長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>区長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り</u></p>

扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(加える)

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

第43条～第52条 (略)

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

第43条～第52条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。